平成29年度第6回 東京都私立学校審議会(第768回)

平成29年10月16日 (月)

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後3時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成29年度第6回「東京都私立学校審議会」を開催 いたします。

初めに本日の出席委員について、事務局から報告願います。

- ○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち20名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。
- ○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、 本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開 としておりますが、本日の議案は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。 それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。まず、今回の新たな諮問について、 事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります6件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について貴審議会の意 見を求める。

平成29年10月16日付、東京都知事名

記、1、町田福祉保育専門学校の目的変更認可について(町田市)外5件 以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件3件と、ただいま説明のありました新 たに諮問される案件6件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

- ○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く 議案第1号~議案第7号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますこと をご報告申し上げます。
- ○近藤会長 初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号は、専門学校アニメ・アーティスト・アカデミーの設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の千葉委員から、 調査結果につきまして説明願います。

○千葉委員 それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、専門学校アニメ・アーティスト・アカデミーの設置認可についてでございます。 平成29年9月29日に、三宅主査、東京都私学部及び墨田区の担当職員と私とで、第一部会 の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人白萩学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3 点を伝えてまいりました。

1つ目は、伝統ある学校法人ではあるが、今回の学校設置を機に、改めて学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、東京都の専修学校全体のイメージ向上につながるよう、長い歴史を持つ学校法 人にふさわしい生徒、教職員双方にとって魅力ある教育環境及び教育内容の充実を図ってい ただきたいこと。特に、業界のニーズを取り入れた最新の機材や設備の整備、教職員の体制、 ソフトウエア等の学習教材などの充実に努めていただきたいこと。

3つ目は、学校の魅力向上とあわせて積極的な広報活動を行うことで、質の高い生徒を適切かつ着実に確保するように努め、継続的、安定的に学校を運営すること。また、生徒への 進路指導、就職支援体制を充実し、就職先の確保に努めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を 行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告につきましては以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いた します。 ○私学行政課長 それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、学校法人白萩学園から申請がありました専門学校アニメ・アーティスト・アカデミーの設置認可でございます。

本案件は、学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから、一段階審査をとるものです。

それでは、設置要綱に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要綱1に記載のとおり「本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、広くアニメーションの普及及びデジタル情報技術を活用した産業の発展に寄与することができる人材を育成することを目的として、高等学校卒及び高等学校を卒業と同等の学力があると認められ、上記分野での活躍を目指す者に対して、高度な知識と技術を教授することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程(分野)の名称及び位置は、要項2~4に記載のとおりです。

開設の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要綱6に記載のとおりです。

設置者は学校法人白萩学園で、理事長は豊原明氏、校長は柴芸姫氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項9に記載のとおり、修業年限2年、入学定員48名のデジタルアニメーション科の昼クラス及び夜クラス、修業年限2年、入学定員22名のアニメ制作・声優総合理論科の昼クラス及び夜クラスを設置いたします。入学定員は140名、総定員は280名です。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等及び図書につきましては、それぞれ要項11~14に 記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要綱15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いた

します。

議案第2号は、東京ビューティーアンドブライダル専門学校の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の山中委員から、調査結果につきまして説明願います。

○山中委員 山中でございます。

それでは、議案第2号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、東京ビューティーアンドブライダル専門学校の設置認可についてでございます。 平成29年10月3日に、三宅主査、東京都私学部及び立川市の担当職員と私で、第一部会の 部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人三幸学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、養成施設指定基準等の法令を遵守するとともに、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただくなど、多数の学校を運営する法人にふさわしい、他校の模範となる学校運営を行っていただきたいこと。

2つ目は、生徒の確保を適切かつ着実に行っていただき、継続的、安定的に学校運営ができるよう努めること。また、教育内容の充実を図るため、質の高い教員の確保に努めるとともに、業界で求められる新たな知識や技術の把握に努め、社会のニーズに適応した柔軟な教育の実践に取り組んでいただきたいこと。

3つ目は、校舎が住宅と隣接しているため、登下校や休み時間に近隣に迷惑をかけないよう生徒を十分指導し、近隣住民との良好な関係を保っていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を 行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局からご説明お願い いたします。 ○私学行政課長 それでは、議案第2号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、学校法人三幸学園から申請がありました東京ビューティーアンドブライダル専 門学校の設置認可でございます。

本案件は、平成28年6月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび校舎の完成により、専修学校の設置認可のご審議をお願いするものでございます。

それでは、設置要綱に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要綱1に記載のとおり「本校は学校教育法に基づき、美容師・ビュー ティーアドバイザー・ブライダル等の関連分野において活躍する人材を育成する為、必要と される知識と技能を教授することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程(分野)の名称及び位置は、要項2~4に記載のとおりです。

開設の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要綱6に記載のとおりです。

設置者は学校法人三幸学園で、理事長は昼間一彦氏、校長は萩原知子氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項9に記載のとおり、修業年限2年、入学定員80名の美容科、修業年限1年、入学定員40名の美容研究科、修業年限2年、入学定員120名のトータルビューティー科、修業年限2年、入学定員80名のウェディングプランナー科、修業年限2年、入学定員40名のブライダルへアメイク&ドレス科を設置いたします。なお、ブライダルへアメイク&ドレス科は、設置計画承認時のブライダルコーディネーター科から名称を変更いたします。入学定員は360名、総定員は680名です。

主要教科名は、要綱10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要綱11~14に記載のと おり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要綱15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いた します。

議案第3号は、中学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

これは、学校法人武蔵野大学が設置しております千代田女学園中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要綱 $1\sim3$ までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、千代田女学園の教育環境を維持するため、中学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をご覧ください。変更前の収容定員600名、1学年4学級200名であるものを、変更後は300名減員し、収容定員300名、1学年3学級100名にいたします。

校舎、教職員組織につきましては、要綱7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充 足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、本案件につきまして補足説明をさせていただきます。

千代田女学園中学校の設置者である学校法人武蔵野大学は、来年度よりインターナショナルスクールの設置を計画しておりますが、この学校は千代田女学園中学校・高等学校の第1体育館を取り壊して設置することを予定しております。このため、千代田女学園中学校・高等学校の校舎の共用部分の面積が減少することになりますが、今回、中学校の収容定員を減員することによって、第1体育館を取り壊す前と同等以上の生徒1人当たり面積を確保でき、千代田女学園の教育環境が維持されることを確認しております。

以上で、議案第3号についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いた します。

次に、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第4号は、専修学校の目的変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、町田福祉保育専門学校の目的変更認可についてご説明いたします。

町田福祉保育専門学校は、平成元年3月30日に設置認可を受けた学校ですが、このたび学校の目的変更認可を申請してきたものです。

それでは、要綱に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要綱1に記載のとおり「本校は学校教育法に基づき、かつ榎本学園設立の精神に則り人間性回復を第一に深い人間愛に基づく奉仕精神をもった福祉サービスのスペシャリストを育成し実社会に送りだすことを目的とする」から「本校は学校教育法に基づき、深い人間愛と奉仕の精神を身につけた、介護福祉及び保育の分野に貢献できる人材を養成することを目的とする」に変更します。

学校の名称、課程(分野)の名称及び位置は、要綱2~4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

変更の理由は、社会福祉専門課程に保育学科を新設するためです。

設置者は学校法人榎本学園で、理事長は榎本秀規氏、校長は岩本太三氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、社会福祉専門課程において、総合福祉学科及びこども保育学科II 部の総定員を0名に変更いたします。また、新たに修業年限2年、総定員80名の保育学科を設置いたします。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要綱11~13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。 どうぞ。

- ○友松委員 学科の増設ということだと思いますが、こども保育学科と保育学科の違いは、 修業年数において違うということだけなのでしょうか。
- ○議案担当者 修業年限と、あと既存のこども保育学科のほうは、短期大学の通信課程との 連携によりまして、保育士に加えて幼稚園教諭二種の資格を取得できるコースとなっており ます。
- ○友松委員 保育学科は。
- ○議案担当者 新設の保育学科につきましては、2年で、保育士の資格を取得できる。
- ○友松委員 のみということですね。

その意味合いが、2年間の学科を設けたいということですか。

- ○議案担当者 はい。2年間で、短期大学と併修することなく資格が取れる学科を設けたいということです。
- ○友松委員 保育士が取れると。それで、II 部を廃止すると。
- ○議案担当者 Ⅱ部は廃止する予定でございます。
- ○友松委員 わかりました。
- ○近藤会長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いた します。

次に、幼稚園関係の案件でございます。議案第5号~議案第7号までは幼稚園の収容定員 に係る園則変更認可でございます。

事務局より、一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号、向島文化幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要綱1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は吉川官範氏、園長も同じく吉川官範氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の6学級113名を、6学級175名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要綱8~10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号、明福寺ルンビニー学園幼稚園の収容定員に係る園則変更認可に ついてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要綱1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人明福寺ルンビニー学園、園長は福井徹人氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の8学級280名を、7学級175名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要綱8~10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号、三鷹中原幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明 申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要綱1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は島田裕見子氏、園長は島田直幸氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の9学級245名を、9学級280名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要綱8~10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。 どうぞ。

- ○吉田委員 一般的な質問を伺いたいのですけれども、定員変更するときに、5号と7号は 学校法人化の話はないのですか。
- ○私学行政課長 もちろん学校法人化の話はしていまして、5号については。
- ○議案担当者 前向きに検討しているとのことです。
- ○吉田委員 前向きに検討。
- ○議案担当者 7号につきましては、学校法人化について、将来的にはご検討されていると のことなのですが、まずは今回の収容定員変更の認可がおりて、新制度上での運営が安定し てから改めて検討したいとのことです。
- ○吉田委員 この2園は、設置基準的に学法化できないなどという理由はないのですか。
- ○私学行政課長 いろいろな財産の要件とかがあって、それが本当に実際にクリアしている かどうかというところまでは。
- ○議案担当者 今後、具体的に検討していく必要があります。
- ○吉田委員 本来、学法化というのは補助金の条件だった気がするものですから、ご質問しました。
- ○近藤会長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第5号~議案第7号までにつきましては、認可を適当と認める 旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第8号及び議案第9号は、学校法人の寄附行為認可及び各種学校の設置認可でございます。

議案第8号及び議案第9号は第一部会の所管でございますので、第一部会の委員の皆様に

は部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、11月の開催日は22日水曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務 局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。 ご審議ありがとうございました。

午後3時29分閉会